

令和4年11月 第9回小川町農業委員会総会議事録

開催年月日	令和4年 11月 25日(金)					
開催場所	小川町民会館(リリックおがわ) 会議室1・2					
開催時刻宣告者	午前・午後 1時 36分 小川町農業委員会会長					
閉会時刻宣告者	午前・午後 4時 37分 小川町農業委員会会長					
議長	山田 富子(会長)					
農業委員	席次番号	氏名	摘要	席次番号	氏名	摘要
	1	中野 勝	出席 欠席	8	田下三枝子	出席 欠席
	②	島田 一	出席 欠席	9	遠藤 勉	出席 欠席
	③	関口 豊	出席 欠席	10	永田 宏	出席 欠席
	4	田中 正之	出席 欠席	11	神田 治雄	出席 欠席
	5	笠原 敏夫	出席 欠席	12	福島 由博	出席 欠席
	6	横田智恵美	出席 欠席	13 副会長	柴崎 勝	出席 欠席
	7	河村 恵	出席 欠席	14 会長	山田 富子	出席 欠席
	出席委員	14名		欠席委員	0名	
法第29条により出席した 農地利用最適化推進委員	担当地区	氏名	摘要	担当地区	氏名	摘要
	小川	久保 憲		竹沢	新井 邦男	
		田口 英夫			吉田 正巳	
		石川 忠一			八和田	永島 和夫
	大河	荒井 茂		坂田 辰夫		
		新井 實一				
出席委員	9名					
議事参与者	氏名	摘要	総会書記	氏名	摘要	
				岡部 孝一	事務局長	
				浅見 健一	次長	
				森澤 千紘	主査	

議案日程

議事録署名委員の指名

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の承認について

議案第3号 農業振興地域整備計画の変更について

報告第1号 農地法第3条の規定による許可の取消願について

報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

会議の概要

議長

定刻になりましたので、ただいまより令和4年度11月第9回総会を開会いたします。

開会時間は午後1時36分です。

なお、本日の会議において、農業委員会等に関する法律第29条により、農地利用最適化推進委員の出席を求めています。本日は欠席者はありません。出席農業委員は14名中14名で、定員数に達しておりますので総会は成立しております。出席を求めた農地利用最適化推進委員の出席人数は9名です。

お願い事項として、質疑等は挙手の後、許可を得て起立して、議席番号、氏名を名乗ってから行うようお願いいたします。次に、携帯電話はマナーモードに設定し、緊急以外は通話しないことをお願いいたします。

つづきまして日程1、議事録署名委員の指名ですが、席順により、議席番号2番「島田一」委員、3番「関口 豊」委員をお願いいたします。

それでは、日程に従い議事に入ります。

日程2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。今月は2件の申請がありました。

なお、申請番号1番に関しまして、日程5、報告第1号「農地法第3条の規定による許可の取消願について」の申請番号1番と関連がございます。報告案件ではありますが、関係委員である河村委員の退出を求めます。

(河村委員、退出)

議長

それでは、日程2、議案第1号の申請番号1番、並びに日程5、報告第1号の申請番号1番について、事務局より説明をお願いします。

事務局

事務局です。

議案第1号の申請番号1番と報告第1号について、関連案件となりますので、順番を変えて説明させていただきます。

はじめに、報告第1号から説明させていただきます。

報告第1号、農地法第3条の規定による許可の取消願について「申請人より農地法第3条の規定による許可の取消願が提出されたので報告する」とのことです。

(報告第1号について説明)

こちらの申請につきましては、令和4年7月の農業委員会総会において農地法第3条の規定による許可申請として議案となったものでございます。

しかしながら、申請事由にも記載したとおり契約上の相違により、売買契約が成立しなかったため、この度、農地法第3条の規定による許可の取消について申請がありました。

さらに今回、同じ農地を別の方が購入したいと許可申請が提出されましたので、つづいて説明させていただきます。

それでは、議案第1号の申請番号1番について説明させていただきます。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について「申請人より農地法第3条の規定による許可申請があったので、その適否をはかる」とのことです。

それでは、申請番号1番について説明しながら、許可基準についてご説明していきます。

(申請番号1番について読み上げ)

農地を取得するには4つの許可要件がございます。

1つ目は、借り手や買い手など農地の権利を取得しようとする者、またはその世帯員等が、保有または借りている全ての農地を効率的に耕作する「全部効率利用要件」。

会議の概要

事務局

2つ目は、権利を取得する者は、年間150日以上 of 農作業に従事が必要とされる「農作業常時従事要件」。

3つ目は、権利を取得する者の経営面積が、下限面積以上（八和田は50a、小川・大河・竹沢は30a）であることとされる「下限面積要件」。

4つ目は、地域において農地の集団化、農作業の効率化、その他、周辺の地域における農地の効率的かつ総合的な利用に支障をきたさないこととする「地域との調和要件」でございます。

今回の申請では記載事項の内容から、許可要件のうち「農作業常時従事要件」は年間150日以上を超えており、また「下限面積要件」については小川地区の要件である30a（3000㎡）を越えていることから、この2つの要件を満たすと考えます。

残りの2要件、申請者が経営している農地についてすべて効率的に利用していることという「全部効率利用要件」、周辺の農地利用に影響を与えないことという「地域との調和要件」につきましては担当地区委員の現地調査報告で確認をお願いします。

最後に、調査区は小川地区になります。以上、説明とさせていただきます。

議長

それでは、調査担当区の小川地区委員より現地調査報告をお願いします。

1 番中野委員

議席番号1番の中野が報告いたします。

11月19日の午前9時に埼玉伝統工芸会館に集合し、農業委員3名、推進委員2名、合計5名で現地調査を行いました。

受人の全部効率利用要件、周辺地域との調和要件を確認してまいりましたが、どちらも適当であると確認いたしました。

以上、報告を終わります。

議長

ありがとうございます。それでは、質疑に入ります。はじめに農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長

それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。

(質疑なし)

議長

他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号1番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので申請番号1番については可決、承認されました。ありがとうございます。河村委員の着席を命じます。

(河村委員、着席)

議長

つづきまして申請番号2番について事務局より説明をお願いします。

会議の概要

事務局

事務局です。

それでは、申請番号2番について、ご説明いたします。

(申請番号2番について読み上げ)

先ほど同様、農地を取得する許可要件について、確認をしていきます。

記載事項の内容から、許可要件のうち「農作業常時従事要件」は年間150日以上を超えており、また「下限面積要件」については八和田地区の要件である50a(5000㎡)を越えていることから、この2つの要件を満たすと考えます。

残りの2要件、「全部効率利用要件」、「地域との調和要件」につきましては担当地区委員の現地調査報告で確認をお願いします。

なお、受人は寄居町にも経営農地をお持ちですが、寄居町農業委員会に確認したところ、全て耕作との回答をいただきましたので、ご報告させていただきます。

最後に、調査区は八和田地区になります。以上、説明とさせていただきます。

議長

それでは、調査担当区の八和田地区委員より現地調査報告をお願いします。

2番島田委員

議席番号2番の島田です。現地調査報告をいたします。

11月21日午前8時30分に農業委員6名、推進委員2名、合計8名で八和田公民館に集まり、現地調査を行いました。

79番地はきれいに耕耘された状態でした。

111番地1は一部にネギ、大根が作付けされ、その場所以外はきれいに耕耘、除草がされていました。

この方の経営する他の農地ですが、128番地1は一部里芋が作付けされていましたが、きれいに耕耘されていました。

56番地、58番地は野菜が作付けされていました。

60番地1はきれいに耕耘された状態でした。

65番地1は柿などの果樹が植えられていました。

28番地は栗、柿、ブルーベリーが植えられていました。

いずれもきれいに農地として管理されているようでした。

以上です。

議長

ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。はじめに農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長

それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。

(質疑なし)

議長

他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号2番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

会議の概要

議長

全員賛成ですので申請番号2番については可決、承認されました。ありがとうございました。

つづきまして、日程3、議案第2号「農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の承認について」を上程いたします。

審議の進め方について、先に委員の皆様にお諮りしたいと思います。再設定および新規共に、地区毎に現地調査報告と質疑、採決をとる方法で議事を進めたいと思います。

ただし、委員及び新規就農者に関係する案件については、その地区の頭で個別に審議し、残りを一括採決をとる方法で議事を進めたいと提案します。よろしいでしょうか。

(異議なし)

議長

承認が得られたということで、議案第2号につきましては地区ごと一括採決で進めさせていただきます。

審議に入る前に、事務局より議案第2号について説明をお願いします。

事務局

事務局です。議案第2号、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の承認について「小川町長から農用地利用集積計画について承認を求められたので、その承認を求める」とのことです。

今回ご審議いただくのは、通称「利用権」と呼ばれる期限付きの賃貸借の権利設定についてで、これは農業経営基盤強化促進法という国の法律の下、当事者より申出がされるものです。市町村はこの法律に基づき「農用地利用集積計画」を作成しており、利用権はこの計画の一部に当たります。町は、この計画を公告するために農業委員会の決定を経る必要があるとされており、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、町から当委員会に、農用地利用集積計画について承認を求められております。

また、農業委員会は、担い手や土地所有者からの申出を受けて、農地の利用調整に努めることとされています。

なお、今回の申請の合計は、88件、124筆、170,540㎡です。

この申請に基づく権利関係者からの同意要件はすべて満たしていることを申し添えます。

以上、議案第2号の説明とさせていただきます。

議長

それでは、これより審議に入ります。今回は再設定が48件、新規設定が40件、計88件の申請がありました。土地の所在地等の説明は特に必要な場合以外は省略しても差し支えないと致します。

はじめに、小川地区の再設定の審議に入ります。申請件数は9件で、関係委員がおりますので先に関係委員の案件を審議いたします。申請番号2番、3番、5番から7番について関係委員である河村委員の退出を求めます。

(河村委員、退出)

議長

それでは、河村委員の関係案件、申請番号2番、3番、5番から7番について、事務局より説明をお願いします。

事務局

事務局です。

それでは、申請番号2番、3番、5番から7番の再設定について読み上げます。

(議案書を朗読)

会議の概要

事務局

最後に調査区は、小川地区になります。

議長

それでは、調査担当区の小川地区委員より現地調査報告をお願いします。

1 番中野委員

議席番号1番の中野が報告いたします。

11月19日の午前9時に埼玉伝統工芸会館に集合し、農業委員3名、推進委員2名、合計5名で現地調査を行いました。

申請番号2、3及び5、6、7全て確認をまいりました。

現況としましては耕作が終わり刈り取りはされておりましたが、適切に管理された状況でございました。

以上、報告いたします。

議長

ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。まず初めに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長

それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。

(質疑なし)

議長

他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号2番、3番、5番から7番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので申請番号2番、3番、5番から7番については可決、承認されました。河村委員の着席を命じます。

(河村委員、着席)

議長

つづきまして、小川地区再設定、委員関連案件5件を除く申請番号1番から9番につづきまして一括審議を行います。事務局より説明をお願いします。

事務局

事務局です。

それでは、申請番号2番、3番、5番から7番を除く1番から9番の再設定について読み上げます。

(議案書を朗読)

最後に調査区は、小川地区になります。

議長

それでは、調査担当区の小川地区委員より現地調査報告をお願いします。

1 番中野委員

議席番号1番の中野が報告いたします。

申請番号1及び4、8、9全て現地確認をまいりましたところ、現状では刈り取りが終わった状態できれいな状態となっております。

会議の概要

1 番中野委員

以上、報告いたします。

議長

ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。まず初めに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長

それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。

(質疑なし)

議長

他に質疑がないようですので、採決に入ります。小川地区再設定、委員関連案件5件を除く申請番号1番から9番につきまして、承認に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので申請番号1番から9番については可決、承認されました。これにより、小川地区の再設定はすべて可決承認されました。ありがとうございました。

つづきまして、大河地区の再設定の審議に入ります。申請件数は1件で、関係委員の案件のみの審議となります。申請番号10番について関係委員である横田委員の退出を求めます。

(横田委員、退出)

議長

それでは、横田委員の関係案件、申請番号10番について、事務局より説明をお願いします。

事務局

事務局です。

それでは、申請番号10番の再設定について読み上げます。

(議案書を朗読)

最後に調査区は、大河地区になります。

議長

それでは、調査担当区の大河地区委員より現地調査報告をお願いします。

5 番笠原委員

議席番号5番笠原が申し上げます。

11月23日の13時にリックおがわに集合し、農業委員2名、推進委員1名、合計3名で申請番号10番を調査いたしました。

トマトの収穫が終わり、次の作物の準備できれいにされていました。

以上です。

議長

ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。まず初めに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

会議の概要

- 議長 それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。
- (質疑なし)
- 議長 他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号10番につきまして、承認に賛成の方の挙手を求めます。
- (全員挙手)
- 議長 全員賛成ですので、申請番号10番については可決、承認されました。これにより、大河地区の再設定はすべて可決承認されました。横田委員の着席を命じます。
- (横田委員、着席)
- 議長 つづきまして、竹沢地区の再設定の案件を審議いたします。申請件数は2件で、関係委員はおりません。申請番号11番、12番について事務局より説明をお願いいたします。
- 事務局 事務局です。
それでは、申請番号11番、12番の再設定について読み上げます。
(議案書を朗読)
最後に調査区は、竹沢地区になります。
- 議長 それでは、調査担当区の竹沢地区委員より現地調査報告をお願いします。
- 新井邦男推進委員 推進委員の新井が報告いたします。
11月22日の10時に農業委員2名、推進委員1名、合計3名で原川諏訪会館に集合し、現地調査を行いました。
11番はオクラが作付けされていて、次期作準備中でした。
12番は大根、白菜他多種類の野菜が作付けされていました。
以上です。
- 議長 ありがとうございます。それでは、質疑に入ります。まず初めに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。
- (質疑なし)
- 議長 それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。
- (質疑なし)
- 議長 他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号11番、12番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。
- (全員挙手)

会議の概要

議長

全員賛成ですので申請番号11番、12番については可決、承認されました。これにより、竹沢地区の再設定はすべて可決承認されました。ありがとうございました。

つづきまして、八和田地区の再設定の案件を審議いたします。申請件数は36件で、関係委員がおりますので先に審議いたします。はじめに、申請番号14番ついて関係委員である田下委員の退出を求めます。

(田下委員、退出)

議長

それでは、田下委員関係案件の申請番号14番について事務局より説明をお願いいたします。

事務局

事務局です。

それでは、申請番号14番の再設定について読み上げます。

(議案書を朗読)

最後に調査区は、八和田地区になります。

議長

それでは、調査担当区の八和田地区委員より現地調査報告をお願いします。

永島推進委員

推進委員の永島が報告いたします。

11月21日午前8時30分に農業委員6名、推進委員2名、合計8名で八和田公民館に集合し、現地調査を行いました。

1582番地はきれいに耕耘されていました。

1583番地は大根を作っていました。

649番地1と652番地1は刈り入れが終わり、きれいに耕耘されていました。

以上です。

議長

ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。まず初めに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長

それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。

(質疑なし)

議長

他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号14番につづきまして、承認に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、申請番号14番については可決、承認されました。ありがとうございました。田下委員の着席を命じます。

(田下委員、着席)

会議の概要

- 議長 つづきまして、島田委員関係案件の申請番号15番から18番、47番について審議いたします。関係委員である島田委員の退出を求めます。
- (島田委員、退出)
- 議長 それでは、島田委員の関係案件、申請番号15番から18番、47番について、事務局より説明をお願いします。
- 事務局 事務局です。
それでは、申請番号15番から18番、47番の再設定について読み上げます。
(議案書を朗読)
最後に調査区は、八和田地区になります。
- 議長 それでは、調査担当区の八和田地区委員より現地調査報告をお願いします。
- 永島推進委員 推進委員の永島が報告いたします。
申請番号15番から18番はきれいに耕耘されておりました。
- 9番遠藤委員 議席番号9番遠藤が報告申し上げます。
申請番号47番は小麦の収穫後、耕耘された状態でした。
以上です。
- 議長 ありがとうございます。それでは、質疑に入ります。まず初めに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。
- (質疑なし)
- 議長 それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。
- (質疑なし)
- 議長 他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号15番から18番、47番につきまして、承認に賛成の方の挙手を求めます。
- (全員挙手)
- 議長 全員賛成ですので、申請番号15番から18番、47番については可決、承認されました。
ありがとうございました。
島田委員の着席を命じます。
- (島田委員、着席)
- 議長 つづきまして、田中委員関係案件、申請番号21番について審議いたします。関係委員である田中委員の退出を求めます。

会議の概要

	(田中委員、退出)
議長	それでは、田中委員関係案件、申請番号21番について事務局より説明をお願いいたします。
事務局	事務局です。 それでは、申請番号21番の再設定について読み上げます。 (議案書を朗読) 最後に調査区は、八和田地区になります。
議長	それでは、調査担当区の八和田地区委員より現地調査報告をお願いします。
坂田推進委員	推進委員の坂田が報告いたします。 申請番号21番は稲作後の状態で管理されておりました。 以上です。
議長	ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。まず初めに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。 (質疑なし)
議長	それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。 (質疑なし)
議長	他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号21番につきまして、承認に賛成の方の挙手を求めます。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、申請番号21番については可決、承認されました。ありがとうございました。 田中委員の着席を命じます。 (田中委員、着席)
議長	つづきまして、申請番号23番について審議しますが、私が関係している案件ですので、この審議につきましては議長を副会長に交代させていただきます。よろしくをお願いします。 (山田委員、退出) (議長交代)
議長 (副会長)	議長を交代いたします。それでは、山田委員の関係案件、申請番号23番について、事務局より説明をお願いします。

会議の概要

事務局

事務局です。
 それでは、申請番号23番の再設定について読み上げます。
 (議案書を朗読)
 最後に調査区は、八和田地区になります。

議長
 (副会長)

それでは、調査担当区の八和田地区委員より現地調査報告をお願いします。

4番田中委員

農業委員の田中が報告いたします。
 申請番号23番は畑でジャガイモが作付けされておりました。
 以上です。

議長
 (副会長)

ありがとうございます。それでは、質疑に入ります。まず初めに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長
 (副会長)

それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。

(質疑なし)

議長
 (副会長)

他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号23番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長
 (副会長)

全員賛成ですので申請番号23番については可決、承認されました。山田委員の着席を命じます。

(山田委員、着席)

議長
 (副会長)

会長が議席に戻られましたので議長を交代いたします。

議長

議長を交代いたします。つづきまして、関口委員の関係案件、申請番号29番から31番、37番、41番から45番につきまして審議いたします。関係委員である関口委員の退出を求めます。

(関口委員、退出)

議長

それでは、関口委員の関係案件、申請番号29番から31番、37番、41番から45番について、事務局より説明をお願いします。

会議の概要

事務局

事務局です。
それでは、申請番号29番から31番、37番、41番から45番の再設定について読み上げます。
(議案書を朗読)
最後に調査区は、八和田地区になります。

議長

それでは、調査担当区の八和田地区委員より現地調査報告をお願いします。

2番島田委員

2番の島田です。報告いたします。
申請番号29番の46番地1は田んぼで大豆が作付けされております。
同じく46番地2の田んぼ。これも大豆作付け中です。
申請番号30番は稲刈り後です。
申請番号31番の247番地1は田んぼで稲刈り後です。
同じく247番地2は田んぼで稲刈り後です。
申請番号37番は田んぼで大豆が作付けされてありました。
申請番号41番雄247番地は田んぼで稲刈り後です。
同じく249番地1も田んぼで稲刈り後です。
申請番号42番は田んぼで大豆が作付けされてありました。
申請番号43番も田んぼで大豆が作付けしていました。
申請番号44番も田んぼで大豆が作付けしていました。
申請番号45番田んぼで大豆が作付けしてありました。
なお、稲刈り後というのは次の作付けに向けての準備中であります。
以上です。

議長

ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。まず初めに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長

それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。

(質疑なし)

議長

他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号29番から31番、37番、41番から45番につきまして、承認に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、申請番号29番から31番、37番、41番から45番については可決、承認されました。ありがとうございました。
関口委員の着席を命じます。

(関口委員、着席)

会議の概要

議長

つづきまして、柴崎委員の関係案件、申請番号46番につきまして審議いたします。関係委員である柴崎委員の退出を求めます。

(柴崎委員、退出)

議長

それでは、柴崎委員の関係案件、申請番号46番について、事務局より説明をお願いします。

事務局

事務局です。

それでは、申請番号46番の再設定について読み上げます。

(議案書を朗読)

最後に調査区は、八和田地区になります。

議長

それでは、調査担当区の八和田地区委員より現地調査報告をお願いします。

9番遠藤委員

議席番号9番、遠藤が報告させていただきます。

申請番号46番は水稻の収穫後、耕作できる状態でした。

以上です。

議長

ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。まず初めに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長

それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。

(質疑なし)

議長

他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号46番につきまして、承認に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、申請番号46番については可決、承認されました。ありがとうございました。

柴崎委員の着席を命じます。

(柴崎委員、着席)

議長

つづきまして、八和田地区再設定、委員関係案件18件を除く、申請番号13番から48番につきまして一括審議を行います。事務局より説明をお願いします。

事務局

事務局です。

それでは、委員関連案件18件を除く申請番号13番から48番の再設定について読み上げます。

会議の概要

事務局

(議案書を朗読)

最後に調査区は、八和田地区になります。

議長

それでは、調査担当区の八和田地区委員より現地調査報告をお願いします。

8番田下委員

議席番号8番の田下が報告いたします。
申請番号13番については麦播き前の耕耘した状態でした。
申請番号19番については田んぼの耕耘後でした。
申請番号20番については水稻の収穫後になっておりました。
以上です。

4番田中委員

議席番号4番の田中が報告いたします。
申請番号22番は田んぼで大豆が作付けしてありました。
申請番号24番は田んぼで刈り取り後、耕耘済みでした。
以上です。

坂田推進委員

推進委員の坂田が報告いたします。
申請番号25番は耕耘済みの状態でした。
申請番号26番は大豆作付けの状態でした。
申請番号27番は耕耘済みの状態でありました。
以上です。

9番遠藤委員

議席番号9番、遠藤が報告させていただきます。
申請番号28番には人参、キャベツ、レタス等の作付けがありました。
以上です。

3番関口委員

議席番号3番、関口が報告いたします。
申請番号32番は畑で耕耘されておりました。
申請番号33番は人参が作付けされておりました。
続きまして、申請番号34番は耕耘しておりました。
続きまして、申請番号35番はハウスでネギを栽培しておりました。
続きまして、申請番号36番はマルチが敷いてありまして、まだ作付けはされていませんでした。
申請番号38番は麦が作付けしてありました。
続きまして、申請番号39番は稲刈り後でした。
申請番号40番は稲刈り後でした。
以上です。

9番遠藤委員

議席番号9番、遠藤が報告いたします。
申請番号48番の731番地5は草刈り後でした。
686番地は水稻の収穫後でした。
645番地1はきれいに耕耘された状態でした。
以上です。

会議の概要

- 議長 ありがとうございます。それでは、質疑に入ります。まず初めに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。
- (質疑なし)
- 議長 それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。
- (質疑なし)
- 議長 他に質疑がないようですので、採決に入ります。八和田地区再設定、委員関係案件18件を除く、申請番号13番から48番につきまして、承認に賛成の方の挙手を求めます。
- (全員挙手)
- 議長 全員賛成ですので、八和田地区再設定、委員関係案件18件を除く、申請番号13番から48番は可決、承認されました。これにより、八和田地区再設定の案件はすべて可決承認されました。ありがとうございました。
- つづきまして、小川地区新規設定の案件を審議いたします。小川地区新規設定は1件で関係委員はおりません。申請番号49番について事務局より説明をお願いいたします。
- 事務局 事務局です。
- それでは、申請番号49番の新規設定について読み上げます。
- (議案書を朗読)
- 最後に調査区は、小川地区になります。
- 議長 それでは、申請番号49番について、調査担当区の小川地区委員より現地調査報告をお願いします。
- 1 番中野委員 議席番号1番の中野が報告いたします。
- 申請番号49番の3筆ともに稲刈り後の状況でございました。
- 以上、ご報告いたします。
- 議長 ありがとうございます。それでは、質疑に入ります。まず初めに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。
- (質疑なし)
- 議長 それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。
- (質疑なし)
- 議長 他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号49番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。
- (全員挙手)

会議の概要

- 議長 全員賛成ですので申請番号49番については可決、承認されました。これにより、小川地区新規設定の案件はすべて可決承認されました。ありがとうございました。
つづきまして、大河地区新規設定の案件を審議いたします。大河地区新規設定は1件で関係委員はおりません。申請番号50番について事務局より説明をお願いします。
- 事務局 事務局です。
それでは、申請番号50番の新規設定について読み上げます。
(議案書を朗読)
最後に調査区は、大河地区になります。
- 議長 それでは、調査担当区の大河地区委員より現地調査報告をお願いします。
- 5番笠原委員 議席番号5番の笠原でございます。
この場所には「白雪姫」という品種の野菜の札が立ててあり、きれいな状態でした。
以上です。
- 議長 ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。まず初めに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)
- 議長 それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。

(質疑なし)
- 議長 他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号50番につづきまして、承認に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)
- 議長 全員賛成ですので、申請番号50番については可決、承認されました。これにより、大河地区新規設定の案件はすべて可決承認されました。ありがとうございました。
つづきまして、竹沢地区の新規設定については申請がありませんでしたので、八和田地区の新規設定について審議します。
申請件数は38件で、関係委員がおりますので先に審議いたします。その後、新規就農者の新規設定について審議してから、最後に残りを一括採決いたします。
はじめに、申請番号60番から65番、71番、85番から88番について関係委員である田中委員の退出を求めます。

(田中委員、退出)
- 議長 それでは、田中委員関係案件、申請番号60番から65番、71番、85番から88番について事務局より説明をお願いいたします。

会議の概要

事務局

事務局です。

それでは、申請番号60番から65番、71番、85番から88番の新規設定について読み上げます。

(議案書を朗読)

最後に調査区は、八和田地区になります。

議長

それでは、調査担当区の八和田地区委員より現地調査報告をお願いします。

坂田推進委員

推進委員の坂田が報告します。

申請番号60番、61番、62番、63番は稲作後の状態でした。

申請番号64番、65番は大豆作付け後の状態でありました。

申請番号71番は稲作後の状態でありました。

9番遠藤委員

議席番号9番、遠藤が報告させていただきます。

申請番号85番は水稻の収穫後、耕耘された状態でした。

申請番号86番は水稻の収穫後です。

申請番号87番は水稻の収穫後です。

申請番号88番は水稻の収穫後です。

議長

ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。まず初めに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長

それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。

(質疑なし)

議長

他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号60番から65番、71番、85番から88番につきまして、承認に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、申請番号60番から65番、71番、85番から88番については可決、承認されました。ありがとうございました。

田中委員の着席を命じます。

(田中委員、着席)

議長

つづきまして、新規就農者の関係案件、申請番号76番について事務局より説明をお願いいたします。

事務局

事務局です。

それでは、申請番号76番の新規設定について読み上げます。

(議案書を朗読)

会議の概要

事務局

新規就農者について補足で説明させていただきます。

別にお配りしている資料「新規就農者について」の1ページ目をご覧ください。

受人は寄居町にお住まいの39歳。

作目構成は稲作、露地野菜、果樹です。

経営方針は、「小川町の土地に合った、また慣行農法を学びつつ、有機農法など持続可能な農業についてまわりの農家さんと積極的にコミュニケーションを図り、安心・安全な物作りをしたい。」とのこと。

農業経験は2年で、令和元年10月からの中爪地内で1反以上の作業受託契約書が添付されております。

その他参考として、有限会社大塚商會に2012年9月に入社し、2021年5月に代表取締役役に就任され、現在、小川町内で農業機械販売、及び修理業に従事されております。

新規就農者につきましては地区委員に詳しい資料をお渡ししております。

現地調査報告で補足説明がありましたら、よろしくお願いたします。

以上報告とさせていただきます。

最後に調査区は、八和田地区になります。

議長

それでは、調査担当区の八和田地区委員より現地調査報告をお願いします。

坂田推進委員

推進委員の坂田が報告いたします。

今回、中爪地区内に2名の新規就農者がありました。

この方は、親族の農地を借りて、稲作、露地野菜、果樹の栽培をするとのことでした。

農地はきれいに管理されておりました。

議長

ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。まず初めに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

7番河村委員

7番の河村です。

この方は新規就農ですが、設定期間が10年契約となっております。ご本人を個人的には存じ上げないので失礼かもしれませんが、新規で最初から10年というのは少し長すぎるのではないかと思います。大体、今まで見てきた方は3年とか5年契約でしたが、10年というのは大丈夫なんでしょうか？少し不安だと思いますが、いかがでしょうか。

3番関口委員

議席番号3番の関口です。

ただ今、河村委員からご指摘がありましたが、私も実際10年借りているところはありません。現地に行って本人に会いましたが、若いから10年でも大丈夫です。以上です。

7番河村委員

7番の河村です。

例えば10年契約して、途中で契約を解除することはできますか。

議長

できます。

7番河村委員

わかりました。ありがとうございます。

議長

他にはいらっしゃいますか。

会議の概要

(30秒程度の間を置く)

議長

すみません。この方については私も存じ上げている方で、農機具屋をずっと続けております。住所については、ご結婚されて今は寄居町の奥様の実家の近くに住んでおりますが、いずれはこちらに戻ってきたいというお話は伺っております。

お父様が昨年あたりに亡くなられて、農作業はお一人になりましたが、農機具の仕事もやっております。私も機械の修理に出しておりますが、非常に真面目な方で、農作業については、家族や近くに住むおじさんの指導をいただけるのかなと見ております。10年というのも難しくはないと私個人的には思っております。以上です。

他に何かございますか。

10番永田委員

この方については私が責任を持って推薦します。いずれ小川町に戻ってきます。

議長

ということですので、皆様、大きく見ていただきたいと思います。他にご意見、ご質問等はございますでしょうか。

(挙手なし)

議長

それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。

(質疑なし)

議長

他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号76番につきまして、承認に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、申請番号76番については可決、承認されました。ありがとうございます。

つづきまして、もう一人の新規就農者の関係案件、申請番号77番、84番について事務局より説明をお願いいたします。

事務局

事務局です。

それでは、もう一人の新規就農者の案件、申請番号77番、84番の新規設定について読み上げます。

(議案書を朗読)

新規就農者について補足で説明いたします。

「新規就農者について」の2ページ目をご覧ください。

受人は大塚地区にお住まいの29歳。

作目構成は雑穀、生薬系作物、野菜です。

経営方針は「栽培する作物を用いて、野菜それぞれが持つ効力を教える教室を開く。食用作物だけでなく、漢方に使われる作物にも取り組み、高値の取引を計画」とのことです。

2021年には薬膳指導員の資格を取得されております。

会議の概要

事務局	<p>農業経験は1年で、令和3年9月からの角山地内で1反以上の作業受託契約書が添付されております。角山の農地は作業受委託契約終了後に農地所有者から返却を求められたため、現在は中爪のほ場を耕作中です。</p> <p>その他参考として、フリーランスのビデオカメラマンをされておられるそうです。地区委員の現地調査報告で補足説明がありましたら、よろしくお願いいたします。</p> <p>以上報告とさせていただきます。</p> <p>最後に調査区は、八和田地区になります。</p>
議長	<p>それでは、調査担当区の八和田地区委員より現地調査報告をお願いします。</p>
坂田推進委員	<p>推進委員の坂田が報告いたします。</p> <p>既に露地野菜を栽培しておりました。</p> <p>新規に耕作する農地については、草刈りがされた状態でありました。</p> <p>遊休農地が一人でも多くの方によって解消されれば良いなと思っております。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。まず初めに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。</p>
7番河村委員	<p>7番の河村です。</p> <p>確認したいのですが、賃借料が400円というのは反当たり400円ということでしょうか。</p>
事務局	<p>事務局です。</p> <p>事務局の方でも確認しましたが、反当たり400円ということで伺っております。</p>
8番田下委員	<p>8番の田下が、質問というよりも報告します。</p> <p>この方は2018年に弊社に社員として働いておりました。農業に夢を持って小川町に引越して来ました。</p> <p>本人は既に弊社を辞めているのですが、今回の利用権設定については寝耳に水といったような感じで驚いています。</p> <p>まず、本人は農業技術を持っていません。トラクターなどの機械も所有していません。</p> <p>新規就農者を増やしていきたい、希望のある人を育てたいというのは確かで、今は一年間作業受委託で農作業の経験を積んでから新規就農者として認めるといった流れとなっております。</p> <p>作業受委託1年間となると、弊社は指導農家をしておりますので、研修期間としては短いのではないかと心配と、新規就農者を受け入れていく制度に問題があるのではないかと社内でも話が出ました。この新規就農者本人に「新規就農者として認められたら、この先の自分で決めている計画があるのか」を尋ねてみましたが、「今のところない」とのことでした。</p> <p>また、本人から聞いた話では「近所の方がトラクターを回してくれている」とのことであり、近所の人や関係者の方がサポーターになって、助けたり教えてくれたりすればやっていけるのかなと少し希望が持てたところでした。</p>

会議の概要

8 番田下委員

新規就農者を迎えるにあたって、これから先、もう少し体制をしっかりとしていかなければならないのではないかと感じてお話ししました。

その体制については具体的には難しいのですが、一番簡単に開始できることは、定期的に推進委員の皆さんを中心に見守りや声掛けをして、作業状況や困ったことがないのかを確認し、もし困っていることがあるようであれば相談に乗ってあげて、先輩としてサポートしてあげるといったことができるのではないかと思います。

奈良県には里親制度という制度があります。長い農業の経験のある方が新規就農者を里親のように面倒を見てあげて生活面や農作業、機械を貸すなど県が行っている事業です。

これだけ作るのは中々大変だと思うので、農業委員会と環境農林課、新規就農者に係る方で審議会のようなものを作って、小まめなサポート制度を作っていくことによって新規就農者が入りやすくなるのではないかと思います。

議長

貴重なご意見をありがとうございます。

今、田下委員のおっしゃったことは、私たち農業委員会としても町としても、これから新規就農者を受け入れるのにあたり、新規就農者を育てていくことはとても大事なことだと思いますので、そこに関しましては今後色々な機関や指導農家を含めまして皆さんで考えていくべきだと私は思っております。

この前も田下委員から直接お話をいただきまして、本当にそのとおりだと思います。ただ、今回の新規就農者に関しましては、とりあえずここで審議をしないといけないと思いますので、それ以外のことにつきましては今後の課題として考えていきたいと思っております。

農業委員の質問は他にありますか。

(挙手なし)

議長

それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。

(質疑なし)

議長

他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号77番、84番につきまして、承認に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、申請番号77番、84番については可決、承認されました。ありがとうございました。

つづきまして、八和田地区新規設定、委員及び新規就農者関係案件14件を除く、申請番号51番から88番につきまして一括審議を行います。事務局より説明をお願いします。

事務局

事務局です。

それでは、委員及び新規就農者関係案件14件を除く申請番号51番から88番の新規設定について読み上げます。

(議案書を朗読)

最後に調査区は、八和田地区になります。

会議の概要

議長	<p>それでは、調査担当区の八和田地区委員より現地調査報告をお願いします。</p>
8 番田下委員	<p>議席番号8番、田下がご報告いたします。 申請番号51番から53番については全て水田の耕耘後でした。 以上です。</p>
4 番田中委員	<p>4番、田中が報告します。 申請番号54番、55番、56番は稲作の刈り取り後で耕耘済みでした。 申請番号57番、58番、59番も田んぼで稲刈り後の耕耘済みでした。 申請番号66番は田んぼの転作で大豆が作付け中です。 申請番号67番は田んぼで稲刈り後の耕耘済みです。 申請番号68番は耕耘済み。 申請番号69番は田んぼで耕耘済み。 申請番号70番は田んぼで耕耘済み。 申請番号72番は田んぼで耕耘済み。 以上です。</p>
坂田推進委員	<p>推進委員の坂田が報告します。 申請番号73番、74番、75番は耕耘済みの状態でありました。 申請番号78番、79番、80番、81番、82番、83番は耕耘済みの状態でした。 以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。まず初めに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>他に質疑がないようですので、採決に入ります。八和田地区新規設定、委員及び新規就農者関係案件14件を除く、申請番号51番から88番につきまして、承認に賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、八和田地区新規設定、委員及び新規就農者関係案件14件を除く、51番から88番についてはすべて可決、承認されました。これにより、八和田地区の新規設定はすべて可決承認されました。ありがとうございました。</p> <p>以上で、今回申請のあった再設定、新規申請についてはすべて可決承認されました。ありがとうございました。</p> <p>なお、議案第2号は原案のとおり承認することを町に回答いたします。</p> <p>日程4、議案第3号「農業振興地域整備計画の変更について」を上程いたします。今月は4件の申請がありました。申請番号1番について、事務局より説明をお願いします。</p>

会議の概要

事務局

事務局です。

議案第3号につきまして説明させていただきます。

議案第3号、農業振興地域整備計画の変更について「小川町長から、小川町農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更に伴う意見を求められたので、意見の決定を諮る」とのことです。

町の農業振興地域整備計画で指定している農用地区域（通称「青地」）を農地転用をする場合には、まず、指定を外す手続き（除外）が必要となります。

そして、市町村は、同法施行規則第3条の2第2項の規定により、除外をするとき（農業振興地域整備計画の変更をしようとするとき）は、農業委員会の意見を聞くものとするとしてありますので、今回議案となっている次第です。

この度、町より4件の除外案件について、当委員会に意見が求められていますので、ご審議のほど、よろしくおねがいします。

それでは、申請番号1番について説明いたします。

（申請番号1番について説明）

除外後の農地区分は、概ね10ha以上の規模の一団の区域にある農地「第1種農地」に当たると判断されます。

最後に調査区は、大河地区になります。以上、内容説明とさせていただきます。

よろしくおねがいいたします。

議長

それでは、調査担当区の大河地区委員より現地調査報告をお願いします。

5番笠原委員

議席番号5番の笠原が報告いたします。

この場所は申請事由のとおり既に舗装がされており、ご自宅までの進入路は他にありません。現在、申請者はその進入路を使用しております。

以上です。

議長

それでは、質疑に入ります。まず初めに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

3番関口委員

地籍調査をしたときに、青地でもそのときに道路にして良かったはずではなかったでしょうか。

事務局

事務局です。

お答えいたします。白地の農地については、地籍調査の担当から農業委員会に照会があると一括して農地転用を承認しているのですが、青地のところについては、除外の処理がありますので、こちらだけで審議して農地転用というわけにはいきません。ただ、地籍調査は除外の処理を待ってくれませんので、青地の農地については、その形に分筆したとしても農地として残っているのが現状です。

3番関口委員

もう1点。青地と白地を合筆すると青地になりますよね。

事務局

そうですね。

会議の概要

3番関口委員

何年前の地籍調査か忘れてましたが、青地の農地を自宅の進入路にしましたが、そのときは除外などの処理はありませんでした。

事務局

地籍調査では土地の形に合わせて分筆をいたしますが、基本的には青地の農地については、農地として残ってしまいます。

関口委員の件については、後で地番等を教えていただけたらお調べいたします。

議長

他にはございますか。

(挙手なし)

議長

それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。

(質疑なし)

議長

他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号1番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので申請番号1番については可決、承認されました。ありがとうございます。

つづきまして申請番号2番について事務局より説明をお願いします。

事務局

事務局です。

つづきまして、申請番号2番について説明いたします。

(申請番号2番について説明)

除外後の農地区分は、公共投資の対象にならない小集団の生産性の低い農地「第2種農地」に当たると判断されます。

最後に調査区は、八和田地区になります。以上、内容説明とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

議長

それでは、調査担当区の八和田地区委員より現地調査報告をお願いします。

8番田下委員

8番田下が報告いたします。

11月21日午前8時30分に農業委員6名、推進委員2名、合計8名で八和田公民館に集合し、現地調査を行いました。

進入路についてはコンクリートで敷設されており、ここがなければ生活ができないことを認識いたしましたので、許可をよろしく願いします。以上です。

議長

ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。まず初めに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

会議の概要

議長

それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。

(質疑なし)

議長

他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号2番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので申請番号2番については可決、承認されました。ありがとうございました。

つづきまして申請番号3番について事務局より説明をお願いします。

事務局

事務局です。

つづきまして、申請番号3番について説明いたします。

(申請番号3番について説明)

除外後の農地区分は、公共投資の対象にならない小集団の生産性の低い農地「第2種農地」に当たると判断されます。

最後に調査区は、八和田地区になります。以上、内容説明とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

議長

それでは、調査担当区の八和田地区委員より現地調査報告をお願いします。

3番関口委員

3番関口が報告します。

現地は山林に入るようなところにあり、この農地を通らないと宅地には行けないということを調査した結果、認識いたしました。

議長

ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。まず初めに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長

それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。

(質疑なし)

議長

他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号3番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので申請番号3番については可決、承認されました。ありがとうございました。

つづきまして申請番号4番について事務局より説明をお願いします。

会議の概要

事務局

事務局です。

つづきまして、申請番号4番について説明いたします。

(申請番号4番について説明)

除外後の農地区分は、公共投資の対象にならない小集団の生産性の低い農地「第2種農地」に当たると判断されます。

最後に調査区は、八和田地区になります。以上、内容説明とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

議長

それでは、調査担当区の八和田地区委員より現地調査報告をお願いします。

13番柴崎委員

13番柴崎が調査報告をいたします。

現況は田んぼですが土が埋めてあり、畑状態となっております。カボチャが植えてありました。

以上です。

議長

ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。まず初めに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長

それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。

(質疑なし)

議長

他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号4番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので申請番号4番については可決、承認されました。ありがとうございました。

次の日程5、報告第1号「農地法第3条の規定による許可の取消願について」は、日程2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の審議の際に説明しましたので、割愛いたします。

つづきまして、日程6、報告第2号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について」を上程いたします。今月は2件の届出がありました。申請番号1番から順に事務局より説明をお願いします。

事務局

事務局です。

報告第2号、農地法第4条第1項第8号の規定による届出について「申請人より農地法第4条第1項第8号の規定による届出があったので報告する」とのことです。

(申請番号1番から2番を順に報告)

以上、報告させていただきます。

会議の概要

議長

つづきまして、「その他」について入ります。その他として議題として取り上げることはないでしょうか。

(挙手なし)

議長

ないようですので、以上で本日の日程はすべて終了いたしました。これをもちまして令和4年度11月第9回小川町農業委員会総会を閉会いたします。閉会時間は午後4時37分です。